

インタビュー — 移行申請の今を知る —

山口県の移行審査・監督の現状

移行申請が始まって間もなく4年が経過しているが、いまだ申請状況は思わしくない。そこで本誌では、今、審査の最前線にいる山口県公益認定等審議会会長の天羽満則氏に現状と展望を伺った。インタビューをしていただいた出井信夫氏ご自身も山形県公益認定等審議会の委員長代理を務めていることから、委員の考えや思い、審査・移行後の監督の動向など、法人にとって有益な情報が両氏の間で語られた。



(左) 天羽満則 (あもう・みつのり)

公認会計士・税理士。日本公認会計士協会中国会山口県部会会長。山口県包括外部監査人。大手監査法人の代表社員を退任後開業し、天羽公認会計士事務所、アイ・アカウンティング税理士法人所長を務める。

(右) 出井信夫 (いでい・のぶお)

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究学会会長。著書に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』他。

山口県の移行申請・審査の現状

出井 早速ですが、初めに山口県の公益認定等審議会（以下「審議会」）が知事に答申された件数について、現状から伺っていきたいと思います。

天羽 9月14日の時点での累計ですが、答申件数は108件で、うち公益法人が51件、一般法人が57件となっております。当県内の特例民法法人は平成20年12月1日現在で380法人ですが、来年の11月末までに40法人ほどが解散等を予定しておりますので、すでに答申済みを除けば、現在審議中の法人を含めると移行申請予定法人は概算で約230件という計算になります。

出井 そうすると、おおむね3割ぐらいが……。

天羽 答申済みということですね。同じく、9月14日現在で累計の申請件数は162件ですから、特例民法法人373件に対して40%台の申請率ですが、ほぼ他県の申請率と同じ水準に追い付いたかなという思いを持っております。

出井 審議会に案件として上がってくる前の段階で、法人は県の担当課あるいは所管課で相談されると思いますが、どのくらいの時間が掛かっているのでしょうか。

天羽 順序として、まず電話等で当県の所管課である学事文書課に相談があるのだらうと思いますが、そこから実際に申請が審議会に上がってくるまでの時間がどのくらいかはデータを持ち合わせてはいないので分かりませんが……。

出井 そうしますと、審議会で審議されるのを第1回目として、報告を含めて議論されるのだと思います。その結果、認定あるいは認可を審議会が答申するのは、基本的には、内閣府の指針にもある「柔軟かつ迅速」ということで4ヶ月以内を目標に審議、知事へ答申しているかと思いますが。

天羽 その辺りは、ケースによってまちまちでして、審議会から追加説明なり、質疑事項を法人側に求める場合もありますので、ケース・バイ・ケースで期間の差が出てきているのが現状ですね。例えば審議会側が求めた説明や質問事項に対して、法人からの回答が

返ってくるまでに1年以上も経過したものが
ありました。事情を訊きますと、役員が1～
2年で替わり業務の引継ぎ等がスムーズに行
われない理由から、結果的に1年もの時間が
掛かったというようなケースもありましたね。

出井 最短としてどのくらいの時間が掛かっ
ているのでしょうか。例えば、1回目で説明、
議論があって次回には採決をする、あるいは
1回の審議でOKとなる等です。

天羽 学事文書課との相談の時間を除けば、
1回目の審議で申請が通るケースもあります
し、2回目に審議に持ち越しとなるケースも
あります。

出井 少なくとも審議には1～2ヶ月、審議
回数で言えば1～2回は掛かる。時と場合によ
っては2～3ヶ月、2～3回以上の期間を
必要とする場合もあるのでしょうか。

天羽 それは法人側の対応にもよるでしょう
ね。質問に対する回答が早いか遅いかで差が
出てくるのが実情です。

出井 幾つかの県でこれまでに伺ったインタ
ビューの中には今、先生がおっしゃったよう
に、1回では審議が終わらずに保留にされて
採決されないような場合でも、直ぐに回答が
得られるもの、あるいは数値等の単純なミス
であれば回答も早いのですが、基本的な問題
として、法人の考え方や方針、また法人側の
対応などについてもう少し議論しなくてはな
らないなどの問題については、時間が掛かり
ます。法人側の事情によっては3ヶ月後ある
いは半年後に再申請という場合もあるようで
すね。

判断に迷うケース

出井 ところで答申された件数の中で、どの
ような事業分野の法人が多いのでしょうか。
事業内容などの特徴的なところがあれば、お
聞かせください。



天羽 公益認定で申し上げますと、文化芸術
財団とか美術館のような文化・芸術関係が8
法人、教育文化振興財団などの教育関係が4
法人、全国共通法人でシルバー人材センター
関係が14法人、それから法人会が5法人、い
ずれも答申が済んでおります。一般法人の関
係では医師会など医療関係が8法人、それか
ら保育協会等の福祉関係が5法人、高校・大
学の同窓会関係が4法人というのが、分野別
の主な状況です。

出井 同じ事業でありながら、他の県では公
益認定が受けられたのに、うちの県では公益
認定が難しい、どこに問題があるのかと違和
感を持っている法人も中にはあるようです。
これまでに、そういうケースが出てきたよう
なことはあるのでしょうか。

天羽 確か沖縄県だったと記憶していますが
公共嘱託の土地家屋調査士会が不認定で、当
県では認定の答申をしました。沖縄県で不認
定が起きた後、都道府県レベルで最初に山口
県が認定を出した、まさに逆のケースですが、
少なくとも他県がOKで山口県ではNGの
ケースは、現在のところ聞いてはおりません。

基本的なスタンスとして、私たちは出来る
限り、公益目的の事業について法人側の説明
を尊重する、その事業について合理的な説明

を受ければ法人の意思を尊重する方針を採っておりますし、一方、全国的なレベルの整合性と言いますか、その統一性のバランスを取りながら、審議を進めていくことを信条にしております。新公益法人制度自体については解釈が異なる部分も確かにあると思いますが、試行錯誤しながら制度を進めていくうちには、何らかの形に収斂していけばいいのかなと、私は個人的にそう考えております。公益目的事業についての法人側の説明を尊重することと公益性の解釈の整合性・統一性という2つの観点でバランスを取っていければという思いを持って審議に臨んでいるので、他県で認定、こちらで不認定という事例は、今のところはありませんね。

出井 もう1つは、審議会の議論のされ方、議論の方向に関することです。実は私も地元（山形県）の法人から質問されたのですが、仕組みとしては審議会に法人が直接出席して審議委員との間で質疑応答を交わすのではないことを説明しても、その辺りが法人にはなかなか理解していただけない。県の事務方の後ろに坐って、議会答弁のように法人が補足や追加の説明をすることはできないのかと訊かれましたが、そういうルールにはなっていないと説明しました。

審議会に出るのは県の担当者ですから、法人が前もって担当者にきちんと説明しておかないと、審議会では委員から質問されたときに担当者が上手く答えられないから委員の理解も得られない。その結果、認定・認可の採決が見送られてしまう。単純にそういう話だけなら済みますけれども、申請書類の内容そのものについて、こちらで知りたい事柄が書かれていない場合、その説明を求めても担当者の補足説明が不十分であれば採決の判断が付きません。法人ご自身が審議会の方に相談や説明に来ることはないのですから。結局は



県の事務方に相談する……。

天羽 相談するなら窓口である事務局へ、ということで現在進めている状況ですね。

出井 その辺の具体的な話についても、法人が早めに相談されれば、審議会のルールも含めて教えていただけたと思うのですが、相談にも行かずに、自分独りであれこれ考えて、疑心暗鬼になってしまっている。そういう状況が私にも見えてきたものですから、県に相談すれば書類上の不備な点も指摘してもらえらるわけですから。このような審議の過程やルールなどを徹底周知していくことが必要ですね。

天羽 申請期限が間もなく1年を切るのですから、とにかく早く相談なり申請なりをしていただくのが、現在まだコンタクトがない法人に対する私たちの立場からする願いです。まずは県とコンタクトを取っていただきたい。

出井 法人との意思疎通ができていなければ、両者の間にギャップが生じていても不思議はないですよ。

自治体出資法人が指定管理者と なっている場合

出井 話題を自治体出資法人と指定管理者に

移しましょう。いわゆる自治体が出資した公益法人が指定管理者としての業務を行っている場合、特に新制度になってからその存在が注目されています。指定管理業務と公益性の関係についてですね。

天羽 指定管理を受けている法人の受託した事業内容が多種多様であるために類型化することが難しく、どの事業が公益目的事業であるかどうかは、基本的には個別判断をせざるを得ません。その際の審査に当たってのポイントは、FAQ等を参考にして、施設管理の部分と、ソフト事業や、その周辺の事業との関わりがどうかということに重点を置くとともに、ソフト事業の量的なものとその裁量度等を勘案して判断をしている状況です。それから、実施事業のうちの継続事業につきましては、基本的には移行認定と同じですが、旧主務官庁の意見を尊重する方向で審議を行っております。

出井 統計の取り方が違っているのですが、必ずしも正確な数字ではありませんが、総務省がまとめた平成23年12月22日「第三セクター等の状況に関する調査結果」(報道資料)があります。

自治体出資の公益法人と株式会社、これに土地開発公社など法定3公社も含む調査結果によれば、株式会社と土地開発公社等を除く4,000法人ほどが、自治体出資の公益法人で、そのうちの少なくとも3割ないし4割くらいが指定管理業務を行っている。指定管理業務と公益目的事業との関係性をどう考えるかは、都道府県の公益認定等審議会においては、公益認定の際の大きな問題であるように思えます。

問題の1つに、行っている事業が指定管理業務以外に何もないという法人の場合です。指定管理業務を組織の中でどう体系づけるか、法人の本来のミッションとの整合性、指定あ

るいは指定管理業務を行っていることの意味などをきちんと明確に位置づけて欲しいと思うわけです。

天羽 先ほど申しましたように、ソフト事業の裁量度の重要性なんですが、最近の事例では、二十幾つかのスポーツ施設の指定管理を受けている法人の管理する施設の中には、大半はソフト事業——例えば、スポーツ教室のようなソフト事業を行っている施設もあれば、幾つかは全然行っていないものもあり、そこで、ソフト事業を行っている施設については公益目的事業性は認められるけれども、残りの部分はどうかということで議論になりましたね。このケースでは法人側から出された、施設全体を体系的に運営しているが、結果的に一部の施設ではソフト事業がなかったという説明を基に審議を進めたケースがありました。

出井 おそらく、そういった法人に未申請が多いのではないかと思います。他県の事例あるいは他の法人の情報を聞きながら、つまりは様子見しつつ申請する、という傾向があるようですね。

天羽 指定管理業務が事業の中心である法人で、現在答申済み8法人のうち移行認定が7法人、移行認可が1法人という状況で、割と進んでいるのかなと考えております。

審議会の頻度

出井 今年の後半も10月頃から、件数が増え始めるとは思いますが、山口県では審議会は今、月に何回ほど審議をされているのでしょうか。

天羽 審議会は月1回ですね。知事部局の学事文書課に、法人側といろいろ相談なり調整なりをしていただいた上で、審議会の前に各委員全員に学事文書課から全案件について説明していただいております。学事文書課は説



明の際に各委員会から出された意見なり、考え方なりをお聴きして審議会に諮り、その場でまた審議委員から意見質問等が出れば、それを学事文書課が法人側と調整なり、まとめていただいて次回の審議会に掛けるという段取りで進めております。

資料的には、申請概要書と申請内容の論点を作っていただき、申請概要書は申請法人の基本情報ですとか財務情報をコンパクトにまとめたもの、申請内容の論点は公益目的事業の該当性とか財務上の疑義についてまとめたものを基に審議会で審議することで時間の効率化を図っているところです。

出井 これから12月、来年1月、2月、3月がおそらく今年度の審議のピークになるでしょう。山形県の場合も、これまでは概ね月1回の審議会でしたが、11月以降は月に2回となる。昨年度もやはり11月からでしたが、月に2回は開催しないと間に合わない状態になってきました。

今年の1月、2月のときには、4月から移行したいと県に相談に来た法人に対しては、「審議会に提出して審議の順番待ちの法人がこれだけある。これから審議会に提出して認定を受けて、4月に移行することは時間的に無理だ」として断ったとの報告がありました。

もっと早く申請していただければ、法人の希望に沿って移行開始に間に合うように審議できるのですが、先ほど先生もおっしゃったように、申請から審議・答申まで4ヶ月でやるならば、4ヶ月前に申請書類を提出すればいいと法人側は考えるのですが、4ヶ月で結論が出る保証はない。

天羽 そうですね。いろんな疑問点とか質問がありますから、その点は誤解のないようにお願いします。したがって、余裕を持って申請していただきたい。

法人が解散に追い込まれないための対策

出井 これから申請される法人について、こんなことに留意してもらいたい、あるいは、こういう点に気を付けてもらいたい、といったようなご指摘はございますか。

天羽 県の事務局から報告を受けているのは、移行申請予定法人については基本的に何らかの形でコンタクトをしているが、解散予定でとかでコンタクトが取れない法人が幾つかあるということです。コンタクトしている移行申請予定法人でも、コンタクトしていない法人であっても、出来る限り早く、電話でも構わないから学事文書課に相談等をしていただきたい。これがまず第1点です。2点目は、新制度の趣旨にもある法人自治の観点から公益認定か一般認可のいずれに移行するかを法人として意思決定しておくことです。

先ほどのお話にも出ましたが、4ヶ月前に申請すれば認定にせよ認可にせよ結論が出るからと安易に考えるのは早計です。審議会に上がるのは、原則として申請順だと聞いておりますので、その辺の事情を考慮して申請の準備をしていただきたい。審議の過程で疑問点とか問合せ事項などが出てきますから、余裕を持って対応する必要がありますね。

出井 1回の審議会は2時間から長くて3時

間、その間に審議できるのは6～7件が限度です。しかも全部の案件がすんなり処理されるわけではないし、順番待ちの状態では、ほかの法人の議論が長引けば審議未了で次回に持ち越されてしまう可能性もあります。そういう事情があることも申請側に理解して欲しいと思います。北海道の場合は法人の件数が多いので、普段の月でも審議会を2回開いているそうですね。

天羽 当県の場合は1回ですが、学事文書課が委員全員を回って1時間か1時間半ほど、審議予定の全案件について事前の説明をしています。そういう意味からすると、月2回の審議会に匹敵するのではないかと思います。

出井 審議会委員が一同に集まる日程調整が困難なことなどから、審議会による事前審査のような役割を果たしているのですね。

天羽 ある程度、問題点を事前に絞り込んで、あとは審議会で議論することになります。

出井 幾つかの県で伺ったのですが、審議会の前に事前に資料が配付されており、その資料に基づいて審議会で議論する県と、審議会の開催前に担当課の方が個別に委員から意見聴取したり、説明に出向いたりする県の2通りの対応があります。後者の場合などは、月2回の審議会開催に相当するという感じですね。ですから、それが現実には月3回になるとちょっとしんどい。そのため、審議未了の積み残しがかなり出始めています。

今の予定でいくと、今年度の3月までに答申が出るところ以外の法人は、当然来年度の審議になるわけですが、来年度の審議でアウトになってしまうと、来年11月末までに再申請をしない限り解散に追い込まれることになりますね。それで、法人の間で随分厳しい制度だといった不満の声がある、と伺ったことがあります。そういう声をお聞きになったことはありますか。

天羽 今のところは、私の耳に入ってきておりませんね。

出井 自主的に解散を決めている法人は別として、存続したい法人は早く移行の申請をすべきです。議論打切りでアウトなんていうことになってしまうと、残余の財産は公共的、公益的団体に寄付をすることになっているわけですから、これは法人にとっても不本意なわけですからね。

天羽 まさにおっしゃる通りですね。

山口県独自の学習会方式

出井 審議会は法令に則って審議するのですが、未申請の法人を対象にした相談会とか説明会をなされているのでしょうか。

天羽 随分行って参りましたね。解散に追い込まれないためにも所管の全法人を対象とする説明会を毎年開催しております。平成21年度までは全法人共通の相談的な内容のものを、23年度からは法人の状況に応じた内容の説明会——具体的には公益法人と一般法人の移行形態別、かつ、社団と財団に分けて開催しております。平成23年度は延べ8回開催しました。平成22年度では地域別の学習会を東部、西部、北部の県内3ヶ所、下松市、下関市、萩市ですが開催しましたね。各地において、市や町と関係のある法人とか、美術館等の民間文化施設等とか、そういう共通な事業を対象とした地域別の学習会です。また、法人内部の学習会等への職員の講師派遣も平成20年度から毎年行っております。

出井 山口県がそこまで手厚くご指導されているのであれば、あとは法人の対応次第ということになりますね。

天羽 そういう意味では、移行申請予定法人に対して、ある程度のコンタクトが学習会ですとか説明会を通じて取れていると言えるでしょう。

移行後の法人への県の対応

出井 今後の話になりますが、すでに認定あるいは認可された法人から定期的な報告が決算を含めて提出されると思います。いわゆる「定期提出書類」ですが、これについて審議会でご議論されたり、あるいはその対応面は如何でしょうか。

天羽 以前にその辺りの移行申請のことを話し合ったことはありますが、最近は審議に時間を取られておりますから定期提出書類まで手が回りませんね。3年に1回の立入検査をする方針だけは決めましたが、審議会としてはそれ以上のことは今のところ特に話し合っておりません。

出井 それよりも、現段階では一刻も早く移行申請をしていただくことが先決、というわけですね。すでに解散を決めている法人はともかくとして、どこの県も同様の事情でしょうが、申請を処理しなければならない法人を数多く抱えているのが現状です。移行しなくてはいけない法人については、然るべき手続をして、きちんと期限内で対応していただかないと、私たちも手一杯ですから。

天羽 まず、それを目標に審議会としても動

いている状況です。

出井 そういう点からすると、移行後の立入検査についての議論は、もっと先の話だということでしょうか。

天羽 もちろん、移行後の法人に対しては事後の事業運営が申請通りに適正に行われているか、立入検査で検証せざるを得ないでしょうけれど、まだその段階に至ってはおりません。その前に済ませておくべき問題があるわけですから。

出井 仄聞^{そくぶん}ですが、審議会で議論になった法人については、立入検査の一環として、認定移行後の1年目に、現状の視察、現状のチェックを行ったというケースが報告されています。

天羽 立入検査の順番を決める場合には、当然その辺りを勘案したローテーションを組んでから検査に入るのでしょうけれども、そういう形にはなるであろうという思いは持っております。

まずは窓口相談を!!

出井 繰返しになりますが、移行申請予定法人に対して、どのような対応あるいは要望を審議会ではお求めになっていらっしゃるのか、最後にお聴きしたいと思います。

天羽 山口県は集中管理方式を採っておりますので、学事文書課に取り敢えず、何はともあれ連絡なり相談なりをして、早急に申請を出していただきたい。申請することが法人にとっては前に一歩踏み出すきっかけになると私は確信しております。

出井 ご多忙にもかかわらず貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございました。

(敬称略)

